

函館市建設工事総合評価落札方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件を総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う建設工事（以下「対象工事」という。）は、工事の品質確保のため、入札者の施工計画、施工能力および配置予定技術者等に係る評価項目ならびに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

(総合評価の方式)

第3条 この要領において行う総合評価落札方式とは、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、入札者の簡易な施工計画、工事施行成績、施工実績および配置予定技術者の資格等の評価項目ならびに入札価格を総合的に評価する方式
- (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画を評価項目とせずに、入札者の工事施行成績、施工実績および配置予定技術者の資格等の評価項目ならびに入札価格を総合的に評価する方式

(総合評価審査会)

第4条 総合評価落札方式の実施に当たり、審議、評価等を行うための函館市総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会の組織および運営等については、函館市総合評価審査会運営要領で定める。

(落札者決定基準)

第5条 政令第167条の10の2第3項の規定により定める総合評価落札方式により落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次に掲げる事項とする。

(1) 総合評価落札方式評価基準

(2) 評価の方法

(3) 落札者の決定方法

2 前項第1号の総合評価落札方式評価基準（以下「評価基準」という。）は、評価項目およびその配点について、対象工事の目的、内容等により別に定める。

3 第1項第2号の評価の方法は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点」という。）および入札価格を基に、次の式（除算方式）により算出した数値により行う。

標準点100点と入札者の技術評価点の合計点を、当該入札者の入札価格で除したものに100万を乗じて得た数値（小数第5位以下切り捨て。以下「評価値」という。）

評価値＝（標準点100点＋技術評価点）÷入札価格×1,000,000

4 第1項第3号の落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者とする。ただし、函館市建設工事低入札価格調査要領第7条に規定する低入札価格調査の対象となる場合は、同要領第10条第1項に規定する低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者とする。

(2) 前号の規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 政令第167条の10の2第4項および地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定により意見を聴く場合は、次の各号に掲げる場合の必要に応じ、当該各号に定めるところに

より2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとする場合 第5条の規定により落札者決定基準を定めようとする場合に留意すべき事項を聴取する。この場合において、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 前号の規定により落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合に落札者を決定しようとする場合 当該落札者の決定に関し意見を聴取する。

(公告事項)

第7条 総合評価落札方式により入札を行うときは、基本的な事項のほか次に掲げる事項を一般競争入札の公告に明記しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う建設工事であること
- (2) 評価項目およびその配点に関する事項
- (3) 評価の方法および落札者の決定方法
- (4) 落札者とならなかった者に対する理由の説明に関する事項
- (5) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項

(入札の参加申請)

第8条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、総合評価落札方式入札参加資格審査申請書(様式1)に次に掲げる書類のうち必要なものを添付し、指定する日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 施工計画書(様式2)
- (2) 同種工事施行成績確認調書(様式3)
- (3) 同種・同規模工事の施工実績調書(様式4)
- (4) 配置予定技術者調書(総合評価落札方式用)(様式5)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(入札結果の公表)

第9条 入札結果については、落札者の決定後速やかに公表するものとする。

(技術評価点に関する措置)

第10条 施工計画に係る評価項目について、評価した内容が請負人の責により満たされていないことが確認された場合は、請負人は、施工計画を適正に実施するため、再度の施工義務を負うものとする。ただし、請負人による再度の施工義務の履行が技術的に困難であるときその他請負人に再度の施工義務の履行をさせることが適当でないと判断されるときは、市長は、当該工事に係る工事施行成績の評定点を減点するものとし、および必要に応じて函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講ずるものとする。

2 施工計画に係る評価項目以外の評価項目について、評価した内容が満たされないこととなった場合は、市長は、当該工事に係る工事施行成績の評定点を減点することができ、および必要に応じて函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置等を講ずることができる。

(悪質な行為に対する措置)

第11条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必要な措置等を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第12条 技術評価点を除き、この要領に基づいて申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第13条 落札者とならなかった者は、第9条の規定による入札結果の公表があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、落札者とならなかった理由の説明を書面により求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に落札者決定に係る理由説明書（様式6）により回答するものとする。

(委任)

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第15条 この要領に定めのない事項については、函館市条件付き一般競争入札要綱、関係法令その他別に定める規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

様式 1

総合評価落札方式入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

函館市長

様

申請者（企業体名）

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました次の工事に係る総合評価落札方式入札参加資格について審査されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、本申請書および添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事名：

様式番号	書類の名称	添付の有無	受付印
2-1	施工計画書（工程管理に係る技術的所見）	有・無	
2-2	施工計画書（施工上の課題等に対する技術的所見）	有・無	
3	同種工事施行成績確認調書	有・無	
4	同種・同規模工事の施工実績調書	必須提出	
5	配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）	必須提出	
	その他の書類（ ）	有・無	
	その他の書類（ ）	有・無	
	その他の書類（ ）	有・無	

注 この申請書は、受理時に受付印を押印のうえ1部返却するので、必ず2部（1部はコピー可）提出すること。

様式 2 - 2

施工計画書（施工上の課題等に対する技術的所見）

申請者

工 事 名	
施工上の課題等	
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画 等

注 1 A 4 用紙 1 枚以内にまとめること。

2 フォントサイズは， 1 0 ポイントを基本とする。

様式 3

同種工事施行成績確認調書

(申請する)工事名 : _____

申請者 _____

	工 事 名	受渡年月日	評定点
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
平 均 点			

注 1 当該工事と同工種で、指定する期間に受渡しが完了し、函館市（公営企業を含む。）から工事施行成績の評定結果の通知を受けた工事について記載すること。

2 共同企業体の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事であること。

3 平均点は、小数第1位を四捨五入すること。

4 評定結果通知書の写しを添付すること。

様式 4

同種・同規模工事の施工実績調書

(申請する)工事名 : _____

申請者 _____

工 事 名 等	工 事 名			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額	円	円	円
	工 期	から まで	から まで	から から
	工 事 概 要			

注 1 元請けとして施工し，受渡しの完了した同工種かつ同規模工事の実績であること。そのうち，過去 5 年間に函館市（公営企業を含む。），国および他の地方公共団体が発注したものがある場合は，優先的に記載すること。

2 共同企業体の構成員の場合は，出資割合が 20%以上の工事であること。また，同規模とは，当該工事の予定価格の 70%以上の契約金額とする。

3 工事カルテ等の写しを添付すること。

様式 5

配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）

平成 年 月 日

（申請する）工事名： _____

申請者 _____

氏 名	現場代理人	主任技術者・監理技術者
最終学歴	/	年卒業
法令による 資格・免許		年 月 日取得 登録番号
その他の 資格・免許		年 月 日取得 登録番号
雇用(入社) した年月日	(注 3か月以上の者であること) 年 月 日雇用	(注 3か月以上の者であること) 年 月 日雇用
同種・同規模 工事の実績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	円
	工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	従事役職	
	工事概要	

- 注 1 同工種かつ同規模工事の実績のうち、過去5年間に元請けとして施工し、受渡しの完了した函館市(公営企業を含む。), 国および他の地方公共団体の発注工事がある場合は、優先的に記載すること。
- 2 工事の実績について、共同企業体の構成員の場合は、出資割合が20%以上の工事であること。また、同規模とは、当該工事の予定価格の70%以上の契約金額とする。
- 3 記載した資格の証, 工事カルテ等の写しを添付すること。

様式 6

平成 年 月 日

様

函館市長

落札者とならなかった理由の説明について（回答）

平成 年 月 日付けで申立てのありました次の工事について、
落札者とならなかった理由は、下記のとおりです。

記

工 事 名	
落札者となら なかった理由	